

藤沢市立学校体育施設の市民利用に関する規則の一部改正について  
藤沢市立学校体育施設の市民利用に関する規則の一部を改正する規則を次のよう  
に定める。

2024年（令和6年）12月19日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将宏

1 一部を改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

別紙のとおり

提案理由

この議案を提出したのは、公共施設予約システムの更新に伴い、学校屋外夜間照明設備の特別利用に係る手続を変更等するため、所要の改正をする必要による。

藤沢市立学校体育施設の市民利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月 日

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将宏

### 藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市立学校体育施設の市民利用に関する規則の一部を改正する規則

藤沢市立学校体育施設の市民利用に関する規則（昭和51藤沢市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「及びプール」を削る。

第7条第1項中「委員会に登録された」を「登録を受けた」に改め、同条第2項中「藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則（平成9年藤沢市教育委員会規則第9号）第5条第3項の規定により施設等使用団体登録証（以下「使用団体登録証」という。）の交付を受けた団体」を「前項各号のいずれにも該当する団体で特別利用をすることができる団体として登録を受けたもの」に改める。

第8条第1項中「規定による」を削り、同条に次の1項を加える。

5 次に掲げるものは、藤沢市公共施設の使用等に係る手続に関する規則（令和6年藤沢市規則第○号）の例により特別利用をすることができる団体として登録された団体（以下「特別利用団体」という。）とみなす。

- (1) 藤沢市スポーツ広場条例（平成22年藤沢市条例第34号）第5条第2項の規定による団体登録を受けたもの
- (2) 藤沢市秩父宮記念体育館条例（平成8年藤沢市条例第24号）第4条第2項の規定による団体登録を受けたもの
- (3) 藤沢市都市公園条例（昭和35年藤沢市条例第8号）第11条第3項の規定による登録を受けたもの

第9条第1項中「前条第3項の規定により登録証の交付を受けた団体（以下「登録団体」という。）」を「学校体育施設市民利用団体」に、「に登録証を添えて、

当該」を「を当該」に改める。

第10条を次のように改める。

(特別利用の申請手続等)

第10条 特別利用団体及び第8条第5項の規定により特別利用団体としてみなした団体(以下これらを「登録団体等」という。)が特別利用をしようとするときは、当該特別利用をしようとする日の属する月の前々月の1日から使用許可区分(施設の供用時間を利用する時間並びに利用に伴う準備及び後片付けに要する時間を含め2時間ごとに区分した使用許可の単位をいう。次項において同じ。)の開始時間までに、藤沢市公共施設の使用等に係る手続に関する規則の例により申請するものとする。

2 特別利用の許可は、藤沢市公共施設の使用等に係る手続に関する規則の例により、次の各号に定める場合の区分に応じ、当該各号に定めるものに対して行うものとする。

(1) 特別利用をしようとする日の属する月の前々月の1日から同月の14日までの間における申請が1使用区分について2以上である場合 抽選により決定した登録団体等

(2) 特別利用をしようとする日の属する月の前々月の1日から同月の14日までの間における申請が1使用許可区分について1のみである場合 当該申請をした登録団体等

(3) 特別利用をしようとする日の属する月の前々月の16日から使用許可区分の開始時間前までの間における申請の場合 当該期間中に最初に申請した登録団体等

3 前項第1号の抽選の方法は、別に定める。

第11条中「前条第2項の規定により」を「藤沢市公共施設の使用等に係る手続に関する規則の例により」に改める。

第14条を次のように改める。

(利用の取りやめの届出)

第14条 利用者(特別利用の許可を受けた者を除く。)は、当該許可を受けた施設等の利用を取りやめようとするときは、速やかに学校体育施設市民利用取りやめ届に登録証及び第9条第2項に規定する通知書を添えて、委員会に提出しな

ればならない。

- 2 特別利用の取りやめは、藤沢市公共施設の使用等に係る手続に関する規則の例による。

第15条第1項及び第2項中「登録団体」を「学校体育施設市民利用団体」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 特別利用団体の代表者は、登録事項に変更が生じた場合において、第7条第1項に規定する対象団体としての要件を欠くに至ったときは、登録団体解散届を教育委員会に提出しなければならない。

第17条第1項中「登録団体が」を「学校体育施設市民利用団体が」に、「当該登録団体」を「当該団体」に改め、同項第1号中「登録団体」を「学校体育施設市民利用団体」に改め、同条第2項中「登録団体と」を「学校体育施設市民利用団体と」に、「当該登録団体」を「当該団体」に改め、同条第3項中「登録団体と」を「学校体育施設市民利用団体と」に、「当該登録団体」を「当該団体」に改め、同条第4項中「使用の」を「利用の」に、「使用許可」を「利用の許可」に改め、同条第5項中「登録団体」を「学校体育施設市民利用団体」に改める。

第18条の次に次の1条を加える。

(雑則)

- 第19条 第8条第5項、第10条第1項若しくは第2項、第11条又は第14条第2項の規定により藤沢市公共施設の使用等に係る手続に関する規則の例による場合においては、これらの規定中「市長」とあるのは「教育委員会」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この規則は令和7年1月6日から施行する。
- 2 この規則による改正後の藤沢市立学校体育施設の市民利用に関する規則の規定は、令和7年4月1日以後の施設の使用について適用し、同日前の施設の使用については、なお従前の例による。
- 3 改正前の藤沢市立学校体育施設の市民利用に関する規則の規定により使用団体登録証の交付を受けた団体は、令和7年3月31日でその効力を失う。

藤沢市立学校体育施設の市民利用に関する規則新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（管理指導員）</p> <p>第4条 委員会は、開放校の施設のうち、体育館_____には、管理指導員（以下「指導員」という。）を置く。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（利用することができるもの）</p> <p>第7条 開放校の施設（以下「開放施設」という。）を利用すること（照明設備を使用して開放施設を利用することを除く。以下「一般利用」という。）ができるものは、次の各号のいずれにも該当する団体（以下「対象団体」という。）で一般利用をすることができる団体として<u>登録を受けた_____ものとする。</u></p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>2 照明設備を使用して開放施設を利用すること（以下「特別利用」という。）ができるものは、<u>前項各号のいずれにも該当する団体で特別利用をすることができる団体として登録を受けたもの_____とする。</u></p> <p>（団体登録の申請手続等）</p> <p>第8条 前条第1項の_____登録を受けようとする対象団体の代表者は、同項第3号に規定する者であることを証する書類を提示の上、学校</p>	<p>（管理指導員）</p> <p>第4条 委員会は、開放校の施設のうち、体育館<u>及びプール</u>には、管理指導員（以下「指導員」という。）を置く。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（利用することができるもの）</p> <p>第7条 開放校の施設（以下「開放施設」という。）を利用すること（照明設備を使用して開放施設を利用することを除く。以下「一般利用」という。）ができるものは、次の各号のいずれにも該当する団体（以下「対象団体」という。）で一般利用をすることができる団体として<u>委員会に登録されたものとする。</u></p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>2 照明設備を使用して開放施設を利用すること（以下「特別利用」という。）ができるものは、<u>藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則（平成9年藤沢市教育委員会規則第9号）第5条第3項の規定により施設等使用団体登録証（以下「使用団体登録証」という。）の交付を受けた団体とする。</u></p> <p>（団体登録の申請手続等）</p> <p>第8条 前条第1項の<u>規定による</u>登録を受けようとする対象団体の代表者は、同項第3号に規定する者であることを証する書類を提示の上、学校</p>



しようとするときは、当該特別利用をしようとする日の属する月の前々月の1日から使用許可区分（施設の供用時間を利用する時間並びに利用に伴う準備及び後片付けに要する時間を含め2時間ごとに区分した使用許可の単位をいう。次項において同じ。）の開始時間までに、藤沢市公共施設の使用等に係る手続に関する規則の例により申請するものとする。

2 特別利用の許可は、藤沢市公共施設の使用等に係る手続に関する規則の例により、次の各号に定める場合の区分に応じ、当該各号に定めるものに対して行うものとする。

(1) 特別利用をしようとする日の属する月の前々月の1日から同月の14日までの間における申請が1使用区分について2以上である場合  
抽選により決定した登録団体等

(2) 特別利用をしようとする日の属する月の前々月の1日から同月の14日までの間における申請が1使用許可区分について1のみである場合  
当該申請をした登録団体等

(3) 特別利用をしようとする日の属する月の前々月の16日から使用許可区分の開始時間前までの間における申請の場合  
当該期間中に最初に申請した登録団体等

3 前項第1号の抽選の方法は、別に定める。

(遵守事項)

第11条 第9条第2項の規定により一般利用の許可を受けた者及び藤沢市公共施設の使用等に係る手続に関する規則の例により特別利用の許可

て、当該特別利用をしようとする日の属する月の前々月の15日から同月の末日までに委員会に提出するとともに、別に定めるところにより委員会に照明設備の使用に係る申請をしなければならない。

2 委員会は、前項の申請書が提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を学校体育施設市民特別利用許可等決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

(遵守事項)

第11条 第9条第2項の規定により一般利用の許可を受けた者及び前条第2項の規定により \_\_\_\_\_ 特別利用の許可を

を受けた者（以下これらを「利用者」という。）は、開放施設を利用するときは、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1)～(5) (略)

(利用の取りやめの届出)

第14条 利用者（特別利用の許可を受けた者を除く。）は、当該許可を受けた施設等の利用を取りやめようとするときは、速やかに学校体育施設市民利用取りやめ届に登録証及び第9条第2項に規定する通知書を添えて、委員会に提出しなければならない。

2 特別利用の取りやめは、藤沢市公共施設の使用等に係る手続利用手続に関する規則の例による。

(団体登録事項の変更等)

第15条 学校体育施設市民利用団体の代表者は、当該登録に係る事項に変更が生じたとき（次項に規定する場合を除く。）は、速やかに学校体育施設市民利用団体登録事項変更届に登録証を添えて、委員会に届け出なければならない。

2 学校体育施設市民利用団体の代表者は、当該登録に係る事項に変更が生じた場合において、第7条第1項に規定する対象団体としての要件を欠くに至ったときは、速やかに学校体育施設市民利用団体解散届に登録証を添えて、委員会に届け出なければならない。

3 特別利用団体の代表者は、登録事項に変更が生じた場合において、第7条第1項に規定する対象団体としての要件を欠くに至ったときは、登録団体解散届を教育委員会に提出しなければならない。

を受けた者（以下これらを「利用者」という。）は、開放施設を利用するときは、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1)～(5) (略)

(利用の取りやめの届出)

第14条 利用者は、当該許可を受けた施設等の利用を取りやめようとするときは、速やかに学校体育施設市民利用取りやめ届に登録証及び第9条第2項に規定する通知書又は使用団体登録証及び第10条第2項に規定する通知書を添えて、委員会に提出しなければならない。

(団体登録事項の変更等)

第15条 登録団体の代表者は、当該登録に係る事項に変更が生じたとき（次項に規定する場合を除く。）は、速やかに学校体育施設市民利用団体登録事項変更届に登録証を添えて、委員会に届け出なければならない。

2 登録団体の代表者は、当該登録に係る事項に変更が生じた場合において、第7条第1項に規定する対象団体としての要件を欠くに至ったときは、速やかに学校体育施設市民利用団体解散届に登録証を添えて、委員会に届け出なければならない。

(団体登録の取消し)

第17条 委員会は、学校体育施設市民利用団体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該団体の登録を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により学校体育施設市民利用団体としての登録を受けたとき。

(2)・(3) (略)

2 委員会は、前項の規定により学校体育施設市民利用団体としての登録を取り消したときは、学校体育施設市民利用団体登録取消決定通知書により当該団体の代表者に通知するものとする。

3 委員会は、第1項の規定(第2号による場合を除く。)により学校体育施設市民利用団体としての登録を取り消した場合において、当該取消しを決定した日以後に当該団体が利用の許可を受けている施設等の利用日があるときは、当該利用日に係る利用の許可を取り消すことができる。

4 委員会は、前項の規定により施設等の利用の許可を取り消したときは、その旨を当該利用の許可を受けた団体の代表者に通知するものとする。

5 第8条第4項の規定は、第1項の規定により学校体育施設市民利用団体の登録を取り消す場合について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の適否」とあるのは「第1項の取消し」と読み替えるものとする。

(雑則)

(団体登録の取消し)

第17条 委員会は、登録団体が\_\_\_\_\_次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録団体の登録を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により登録団体\_\_\_\_\_としての登録を受けたとき。

(2)・(3) (略)

2 委員会は、前項の規定により登録団体と\_\_\_\_\_しての登録を取り消したときは、学校体育施設市民利用団体登録取消決定通知書により当該登録団体の代表者に通知するものとする。

3 委員会は、第1項の規定(第2号による場合を除く。)により登録団体と\_\_\_\_\_しての登録を取り消した場合において、当該取消しを決定した日以後に当該登録団体が利用の許可を受けている施設等の利用日があるときは、当該利用日に係る利用の許可を取り消すことができる。

4 委員会は、前項の規定により施設等の使用の許可を取り消したときは、その旨を当該使用許可を受けた団体の代表者に通知するものとする。

5 第8条第4項の規定は、第1項の規定により登録団体\_\_\_\_\_の登録を取り消す場合について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の適否」とあるのは「第1項の取消し」と読み替えるものとする。

第19条 第8条第5項、第10条第1項若しくは第2項又は第11条の規定により藤沢市公共施設の使用等に係る手続に関する規則の例による場合においては、これらの規定中「市長」とあるのは「教育委員会」と読み替えるものとする。